


青木かずのり県政報告

Vol.
15

 一般質問

 委員会視察・地域活動



平成30年11月定例議会、一般質問で登壇！（11月12日）



問1

佐賀県パーキングパーミット制度
について

問2

みどりの森県営球場の利用促進
について

問3

「特別の教科である道徳」について

問4

佐賀空港の自衛隊使用要請への
対応について

問1 佐賀県パーキングパーミット制度について

本制度は平成18年7月に身体に障害がある方、高齢者の方、妊産婦の方、怪我をして一時的に歩行が困難な方を対象に、本当に必要な人のために施設管理者の善意の協力のもとで、身障者用駐車場を確保するパーキングパーミット制度を佐賀県が全国に先駆けて制度として導入し、今年で13年目を迎えました。

今では37府県2市に広がり、自治体間での相互利用も行われ、県内での利用証の発行も大きく伸びてきており、着実に県民に浸透してきています。

しかし、いまだに利用証の掲示の無い車両が身障者用駐車場に平然と停めていたり、利用証の掲示がある場合であっても家族や友人、知人の利用証を借りて使用していたり、有効期間が書かれている部分を書き換えたり削って使用しているなどの不適正な利用が減少していない状態です。このような不適正利用を今後減らしていくことが重要です。

不適正利用への対応について、協力店からはサービス業でありお客相手の商売であるから、注意すること自体が大変困難で、注意喚起することでお客が来なくなってしまうことへの懸念があるとのことでした。これは当然のことであり、今後は県が何かしらのフォローをすることも必要となってくるのではないかと考えます。

本当に必要な人たちが身障者用駐車場を利用できるようしっかりと取組みを行い、将来にわたり役立つ効果的な制度としていくべきです。

利用証の新規発行数は毎年増加傾向にあり、それぞれの利用証の発行数が本当に必要な方々に応じて増加しているのは大変良いことだと思います。しかし、例年の未返却利用証の数が、それぞれの利用証でおおよそ3割～4割程度で、未返却のままの利用証が原因で、不適正利用へと繋がる可能性があります。身障者用駐車場への不適正利用を減少させるための第一歩が利用証の返却の取組みにあります。

パーキングパーミット制度は、協力施設や協力店舗の善意によるご協力があって初めて機能する制度であり、今後も協力施設と協力し合いながら本制度をより良いものにしていく必要があります。

これまで、スーパーなどの商業施設で聞き込みを行う中で、スーパーなどの商業施設の方々が共通してお話になるのは身障者用駐車スペースに不適正駐車をしている方を注意してしまうと2度とお客として来られなくなるという懸念から注意ができないというご意見が多くありました。また、身障者用駐車スペースは一般駐車場が埋まっている際は駐車しても良いとしている施設もあり、本当に必要な方々が本当に必要な時に利用できるのかどうか不安を覚えたところでした。

また、不適正利用者のほとんどが利用証の掲示が無い不適正駐車であり、また利用証の掲示が無い不適正利用者は常習性があることも分かり、今後何かしらの対策も必要だと思います。個人のモラルに頼らざるを得ない制度であることから、不適正利用者への対策が困難なのは確かです。しかし、不適正駐車を発見した場合、その発見した側も不快な思いを抱くことを考えると、今後不適正利用者が増加すれば県のイメージにも影響することが容易に想像でき、佐賀県から始まった本制度を生かしていくためには、対策を検討する時期にきているのではないかと思います。

佐賀県が全国に先駆けて導入した本制度を今後とも充実させ、他県の手本となることを願い、質問提案しました。

(健康福祉部長答弁)

5年利用証の場合、過去5年間の返却率は65.1%となっており、1年利用証の場合、過去5年間の返却率は73.8%となっている。未返却となっている理由については、多くは面倒に思われたり、返却しなければならないという意識が薄いのではないかと考えている。協力施設については、平成30年9月末現在、県内で1,864施設となっており、現在も新規に開設された施設などへは職員が訪問し、駐車スペース確保の協力依頼を行っている。不適正利用者への今後の対策の検討については、大型商業施設で駐車場の利用実態調査を行ったところ、身障者用スペースに駐車していた車の内、残念ながら約3割が不適正駐車であり、その内の約半数は利用証が掲示されておらず、利用者も歩行困難に見えない方であり、残りの半数は利用証を掲示はされているものの、本人以外の利用と思われるケースがあった。協力店舗自从来店者の不適正駐車に注意することは負担となっているケースもあり、県では利用証の掲示のない車両のワイパーに置く注意喚起のチラシを作成し、このチラシについての問い合わせは県で受けるように対策を講じ、協力施設の負担軽減を図っている。本当に必要な方が使えるスペースを確保するためにも、例えば、県の職員が定期的に民間協力施設の駐車場を回ったり、あるいは地域ボランティアの方をお願いするなど、何らかの効果的な対策がとれないか、検討していきたい。

問2 みどりの森県営球場の利用促進について

佐賀県では、平成35(2023)年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、今後ますます県民の気運の盛り上がり期待され、県内外から佐賀県が注目される機会も高まることと期待しています。

そのような中で、スポーツ施設の充実とスポーツを通じた地域活性化が大変重要になります。

みどりの森県営球場については、本県を代表する本格的な野球場として充実した設備を完備しており合宿地として選ばれることとなれば佐賀のPRにつながるのと同時に、合宿された方々が県内で宿泊や飲食をされれば地域経済活動の更なる活性化にも寄与するものと考えています。

しかし、大学や社会人の野球チームの合宿は例年2月から行われることが多いのが現状であり、みどりの森県営球場は12月から2月までの3ヶ月間は、グラウンドや設備の整備や点検、そして天然芝の養生のための閉場期間となっているため合宿の誘致が現状では難しい状況となっています。

みどりの森県営球場と同じく天然芝で、九州の他の県営球場の閉場期間は2～3週間から1ヶ月間程度となって

いる球場もあります。

みどりの森県営球場においても、こうした閉場期間の設定や臨機応変な対応を参考とし、より良い利用環境を目指し、子どもたちを始めとする県民にも親しみやすく利用しやすい球場となるよう、利用促進に向けて閉場期間を少しでも短縮できるよう提案しました。

(県土整備部長答弁)

外野グラウンドの天然芝の管理が閉場期間に大きく影響しているところであり、このため、その管理方法について、他球場の情報収集や芝の専門業者へ相談を行いながら、閉場期間を短縮できるような方法の検討を行っている。引き続き天然芝の管理方法の工夫とグラウンドの試行的な利用を行いながら、閉場期間を幾らかでも短縮できるように検討を進めていきたい。

問3 「特別の教科である道徳」について

特別の教科である道徳の授業は、小学校で本年4月から教科として始まり、また中学校においては来年4月から教科として始まることから、今後の道徳教育の充実に向けて現状と課題について早い内から精査する必要があります。

これまで佐賀県では、保護者や地域に道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」が開催されてきました。また、学校、家庭、地域との連携と体験活動を生かした道徳教育について研究実践を行い、その成果を道徳教育研究指定校事業を通じて、県内に広く発信してきました。

道徳の授業を実際に参観する中で、子どもたちに深く授業内容について考えさせる段階に入る前に授業が終わる時間となったり、内気な子どもは恥ずかしくもあることから、中々自分の意見を言えない場合もあり、授業の進め方の難しさや工夫の必要性を感じました。

今回、道徳の時間が教科化されるに当たり、考え議論する道徳への転換が謳われていますが、このことは子どもたちが自らの意見を発言したり、他人の意見に耳を傾け尊重しながら、自分の内面とじっくり向き合う上で大変有効であり、子どもたちの自己肯定感の向上にも繋がることから、教科化された道徳に大いに期待をしています。

「特別の教科である道徳」の授業づくりについては、授業の時間配分、いわゆる授業の中身が大切です。自ら考え、互いに議論する時間の確保こそが道徳の授業では大切です。

また、子どもたちへの評価については、点数評価ではなく記述評価であり、子どもたちの独自性や意見を踏まえて評価するというところを取組んでいく必要があります。来年度から始まる中学校での道徳の教科化の全面実施に向けて、小学校で教科化されたことによる効果を生かしていけるよう提案しました。

(教育長答弁)

「特別の教科である道徳」の授業づくりについては、必ずしも答えが1つではない道徳的な課題について、児童一人ひとりが向き合い、考え、議論することを通して、児童の道徳性を育むことが求められている。学校の現場においては、児童が様々な道徳的な課題を自分自身のこととして捉え、考えを深められるよう児童の発達段階に応じて、自分を見詰め直す時間や異なる意見を持つ友人と議論する時間を確保するよう意識した工夫ある授業づくりがなされている。道徳の時間が教科化されたことによる効果については、小学校で教科化されたことで、教員が発問を工夫したり、意図的に場面を演じさせたりするようになり、児童が今まで以上に自分のこととして考えるようになった。来年度から中学校では「特別の教科である道徳」が全面実施となるが、小学校での好事例と中学校の研究校や加配校での先進事例をあわせて、各種研修会や公開授業などで積極的に紹介し、道徳教育の充実にも努めてまいりたい。

問4 佐賀空港の自衛隊使用要請への対応について

佐賀空港の自衛隊使用要請について、本年の8月24日に山口知事は「県としては、今回の防衛省からの要請を受け入れ、公害防止協定覚書付属資料の変更について、有明海漁協と協議をさせていただく」という判断し、その旨表明しました。

今回の防衛省からの要請については、県民の間でも当然賛否両論様々なご意見がある中での判断となりました。賛否が分かれ続け相容れないことについても政治は決断をする、という責任があると私は思います。判断後、丁寧に説明を続けたとしても、それでも批判を受けることもあると思います。

しかし、そのような中でも国のことを思い、また一方で佐賀県のことを思い決断することも必要だと思っています。

知事は、今回の判断に至ったひとつの考えとして「今回の防衛省からの要請は、国の根幹に関わる我が国の独立と平和を守る国防・安全保障に関することであるから、国を構成する地方公共団体である佐賀県としては、国防政策には基本的には協力する立場であると考えている」と述べました。

地方自治体の集合体が国家を構成していることは明らかであり、ここ佐賀県もひとつの地方自治体として国防の役割を担うということは当然であると思います。

今後、我が国が目まぐるしく変化している安全保障環境に即した対応ができるかが重要であり、その対応のひとつが国防力の強化であって、今回の防衛省からの佐賀空港への自衛隊使用要請が、我が国の自衛力の強化に寄与することになります。

我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮においては我が国を射程に収めるノドンミサイルを数百発保有、実戦配備しているとみられ、中国においては防衛費を20年間で12倍、10年間で約2.7倍にも増加させ、更に昨年度は中国機に対する緊急発進スクランブル回数も500回を数え、一層厳しい状況になっています。

こうした我が国の厳しい安全保障環境に対応するためのひとつの施策が今回の要請であると認識しています。そ

ここで、今回の防衛省からの要請を実現するための第一歩として、県はこれから「佐賀空港を自衛隊と共用しない」との約束のある公害防止協定覚書付属資料の変更について、有明海漁協と協議をすることになりますが、佐賀県民を、そして国民を守る、この国防の重要性についてもしっかりと丁寧に説明をし、有明海漁協のご了解を得ることが重要だと思えます。

(知事答弁)

国防政策については、国会においてしっかりと議論されるべきものである。今回の佐賀空港の自衛隊使用要請については、国の根幹に関わる国防政策に関することであるが、県民の安全・安心に関わる重要な課題でもあったことから、私としてはまず計画の全体像、将来像の明確化に取組み、その上で様々な議論について整理するなど、3年半に渡り、丁寧かつ慎重に検討を重ねてきたところである。

協議の時期については、ノリ漁期の状況を見ながら調整することとしているが、議員からの意見も踏まえながら、誠意を持って協議を行っていきたい。

委員会視察

総務常任委員会の視察で山口県萩市へ参りました。萩明倫館を訪問し、藩校明倫館の歴史や偉業を拝見しました。日本最大の木造校舎群を改修整備した国指定登録有形文化財の校舎を見学しました。

萩反射炉では現存する反射炉を見ることができました。反射炉は、燃料の炎や熱を天井に反射させたエネルギーで金属を溶かす幕末期に当時の佐賀藩が日本で初めて完成させた西洋発の技術です。



地域活動

地元で定期的に行われている、佐賀市の松原川清掃に参加しました。日頃から清掃が行き届いた場所でも、川辺付近は清掃が必要な場所も多くヘドロや川辺の雑草の除去も行いました。早朝から、沢山の地元の方々が参加されました。今回は大学生インターンも手伝ってくれました。



青木かずのり活動報告

- 10月 佐賀酒で乾杯プロジェクト参加
佐賀新聞取材(インターン生最優秀賞獲得記事)
決算特別委員会開会
服部匡志医師と意見交換
勸興ふれあい大運動会参加
特別委員会視察：秋田県
西松原自治会松原川清掃参加
八幡小路自治会敬老会にてご挨拶
私立佐賀清和中学高等学校訪問見学
常任委員会視察：山口県
ガーデンテラス佐賀ホテル竣工祝賀会参列
- 11月 11月定例議会開会
龍造寺八幡神社秋季例大祭参列
佐賀市総合防災訓練参加
多胎ファミリー応援フェスタ出席
島義勇公銅像建立記念懇親会出席
一般質問登壇
総務常任委員会現地視察：武雄市
唐人神社遷座祭参列
有明玄海環境対策等特別委員会
11月定例議会閉会
黒牟田焼民陶火まつり訪問
自民党佐賀県参議院選挙区第2支部総会出席
山口よしのり知事出陣式出席
- 12月 北山東部小学校ふれあい餅つき会参加
佐賀県教育フェスタ
各忘年会参加
(印刷時点現在)

青木かずのり事務所

〒840-0054 佐賀市水ヶ江4丁目1-43
TEL 0952-97-9323 FAX 0952-97-9324
公式HP <http://aokikazunori.com>
E-mail aoki.saga@gmail.com



facebookとtwitter 随時更新中

